

危機対応業務の損害担保付貸付けについて（経済産業大臣あて）

実際に支払われた補償金について企業規模に見合った補てん割合を適用した場合の

減少額(収入支出外) 2億2792万円

指摘の背景となった企業規模に見合っていない貸付種別の補償料率等を適用している

損害担保付貸付けに係る貸付金額(収入支出外) 1127億3000万円

1 損害担保付貸付けの概要

(1) 危機対応業務の概要

危機対応業務は、株式会社日本政策金融公庫法(以下「公庫法」という。)に基づく恒久的な制度として、主務大臣(経済産業大臣等)が内外の金融秩序の混乱等、危機対応業務を行うことが必要な状況である旨を認定する場合に、主務大臣の指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)が、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)から損害担保等の信用の供与を受けて、資金繰りが悪化しているなどの事業者に対して必要な資金の貸付けなどを行うものである。そして、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)等は、公庫法により、平成20年10月1日に指定金融機関の指定を受けたものとされており、同年同月以降、危機対応業務に係る各種の貸付けなどを実施している。

(2) 損害担保付貸付けの概要等

指定金融機関は、危機対応業務の一環として、公庫が損害担保を引き受ける貸付け(以下「損害担保付貸付け」という。)を実施している。損害担保付貸付けは、指定金融機関が公庫と損害担保契約を締結し、危機対応業務として行った貸付けについて貸付金額に所定の補償料率等を乗じて算出した補償料をあらかじめ公庫に支払うことにより、貸付先の債務不履行等により指定金融機関に損害が生じた場合に、公庫から貸付金の残元本の一定割合(以下「補てん割合」という。)が指定金融機関に補償金として支払われるものである。

損害担保付貸付けは、危機の認定に係る主務大臣告示により、危機の事案ごとに一定の要件に該当する事業者が貸付対象者として定められており、20年10月以降、主に、①中小企業等向け貸付け、②中堅企業等向け貸付け及び③大企業向け貸付けという貸付種別の貸付けが実施されている。そして、貸付対象者のうち中小企業等協同組合等の構成員(以下「組合員」という。)に該当する企業は、中小企業、中堅企業及び大企業という企業規模にかかわらず、①の利用が可能となっており、中堅企業又は大企業に該当する組合員は、①に加えて②の利用が可能となっている。また、補償料率及び補てん割合は、補償料率等を定めた主務大臣告示により定められていて、①は③などに比べて補償料率が低くなっていて中小企業等者の負担をより軽減していたり、補てん割合が高くなっているより手厚い信用補完になっていたりとしている。

経済産業省等では予算要求に当たり、貸付先が債務不履行となる確率(以下「想定事故率」という。)を設定するなどした上で、指定金融機関が公庫に支払う補償料の額では補償金の支払に不足すると見込まれる額を国から公庫への出資金等(以下「国庫負担分」という。)として積算しており、これをみると、①は③などに比べて国の財政負担による支援の度合いが高く設定されている。

そして、商工中金が20年10月から22年1月までの間に実施した損害担保付貸付けの実績は、本店及び各支店で計27,096件(貸付金額1兆6329億円)となっている。

2 検査の結果

(1) 指定金融機関における補償料率及び補てん割合の適用の実態

商工中金が公庫法、前記の告示等に基づいて実施した1件当たりの貸付金額が1億円以上の損害担保付貸付け6,213件をみると、大企業に該当する組合員に対して中小企業等向け貸付けの補償料率及び補てん割合を適用していたりするなど、組合員である企業に対して企業規模に見合っていない貸付種別の補償料率及び補てん割合を適用していたものが計512件見受けられ、これに係る貸付金額は1127億3000万円となっていた。

これにより、商工中金は、企業規模にかかわらず、組合員であるという理由のみで、企業規模に見合っていない貸付種別の補償料率及び補てん割合を適用した損害担保契約を公庫と締結していた。

(2) 中小企業等に対する信用補完等の必要性

公表されている統計資料等をみると、5年間の平均倒産件数の比率は中小企業の方が上場企業に比べて高くなっていたり、中小企業の自己資本の不足等を要因として信用度に劣ることが多いとされていたり、5年間の自己資本比率の平均値をみると、資本金が1000万円以上1億円未満の企業と10億円以上の企業とでは10ポイント程度の差が見受けられたりするなど、一般的に中小企業と大企業等とでは信用補完等による支援の必要性の程度が異なるものと思料される。

したがって、中小企業のみならず中堅企業及び大企業も対象とされている損害担保付貸付けを行うに当たっては、公庫との損害担保契約において適用する補償料率及び補てん割合がそれぞれの企業規模に見合ったものとなるようにすべきであると認められる。

(3) 企業規模に見合った貸付種別の補償料率、補てん割合等を適用した場合の国庫負担分等の試算

前記(1)の貸付け512件について、現在の契約に基づく場合と、前記(2)を踏まえて貸付先の実際の企業規模に見合った貸付種別の補償料率及び補てん割合を適用することとするなどして試算した結果とを比較すると、現在の契約の場合に比べて商工中金が公庫へ支払う補償料の額が1723万余円不足することとなる。また、同様に、将来想定事故率どおりに貸付先に事故が発生して、公庫が商工中金に対して補償金を支払うこととなったとして国庫負担分を算定すると、現在の契約の場合は、実際の企業規模に見合った貸付種別の補償料率及び補てん割合を適用した場合に比べて3億6925万余円大きくなることが想定されることとなる。

実際に、21年度末現在で、前記の512件のうち3件の貸付けについて、公庫から商工中金に補償金7億9775万余円が支払われているが、当該貸付けについて、仮に企業規模に見合った補てん割合を適用したとすれば支払額は5億6982万余円となり、2億2792万余円少なくなることとなる。

以上のように、商工中金が実施した前記の損害担保付貸付け512件(貸付金額1127億3000万円)について、組合員であることのみを理由として企業規模に見合っていない貸付種別の補償料率及び補てん割合を適用した損害担保契約を締結している事態は、信用補完等による支援の必要性の程度が大企業等とは異なる中小企業に対して、より手厚い信用補完を行うなどの国の財政負担による支援の在り方からみて適切ではなく改善の要があると認められる。

3 本院が表示する意見

危機対応業務は公庫法に基づく恒久的な制度であることなどから、今後も商工中金等の指定金融機関は現行の告示等に基づいて損害担保付貸付けなどを実施することとなる。

ついては、経済産業省において、指定金融機関が組合員に対して損害担保付貸付けを実施する場合でも、公庫と指定金融機関との損害担保契約の補償料率や補てん割合が企業規模に見合ったものとなるよう告示等の改正を行うなどして、公庫の補償金支払財源の一部である国庫負担分が信用補完等支援の必要性の程度に応じた適切なものとなるよう意見を表示する。